聲德編

二十九

280
7
1A-29

帝國圖書館藏

稗史徳編卷之二十九

奉沢侯第一

明治十九年八月點査章

愛知県文化会館
昭 33.7.30 和
36278

A 280
ア
1A-23

慶喜公、水戸藩の出身なり、諱の字を賜て次郎と称す、
世子の書を出て家を継ぐ、一時、松平と
称し、山内氏の養子となりて、四位に昇る、
改めて元服して、従三位と称す、後、
越前侯と改む、一説、又、文学の出風、
而して稽古堂と称し、出版を白鳥館と称し、又
来章園と称し、白鳥山と称し、園を華園

国と名付き也 [illegible] 城南三町ばかり [illegible] 所を南亭と称し又 [illegible] と称せり

一 [illegible] 秋月長門守種英 [illegible] の第二男 [illegible] 大炊氏 [illegible] 定英 [illegible] 大炊と称する [illegible] 前稱 [illegible] 大炊 [illegible] 中殿 [illegible] 寛永十年 [illegible] 寛永十年 [illegible] 紀伊守 [illegible] 歳十七にて [illegible] 十九年

[illegible] 歳三十九にて天和五年 [illegible] 二月 [illegible] 歳

[illegible] 翻世三郎十月

一 世子にて [illegible] 所の [illegible] 馬 [illegible] 責る [illegible] 時 [illegible] 経文代の [illegible] 橋田 [illegible] 何 [illegible] 今年初て [illegible] 事 [illegible] 馬を通る [illegible] 見 [illegible] 追 [illegible] 不 [illegible] 馬 [illegible] 所の [illegible]

[illegible]

一 世あまねく天下せい時侍ども素襖麻の裃袴を脱し
[illegible]

[illegible]

一 世あまねく天下せい時侍ども素襖麻の裃袴を脱し
[illegible]

[illegible]

一 世あまねく天下せい時國民の困窮を少しも救ふ
[illegible]

一助ける成りんことのごとくせっかく世を経ひしも
果してこれらのごとくに終に仕切れのみ
終に百九十年の今日にいたりて亡の世後食い
尽せり

一君たるべき器なしと時のひとに義を逼迫せ
られたるのひとを無中を作りしかしこれを
ひろめたるを無なりしを百姓命をかけ
ひ捕せり又百姓滅して君臣捕れ
更に上下を滅して物無をなりしかれい

君は元より大名の君臣ハ若大家の家臣
昔をたつ上人情より主従を捨も分ふ越より
俸禄をもって主的ふ滅亡大小の諸侯九家
迫くこれ経緯を通ずせい拾二万石も到底
只文のみの治年の久敬ふを捨其武の上治乱くふ
大きく成ましまに数十万の藩を除て
ありしより三年の貢もて三年の用ふ足る
何ぞ出入豪家の者ふ所なを利金異成
を夢してるー者なしより乃政を改ふ

紀世之如事あるなりなる如野る潔くの義なれ百姓
のなんぞ武士家の義あるもこれせるしへきを潔の如く
きるしめせしより此家賢の初めなり此後は
一汁一菜を供さしめ此時い本編五巻を之を
月毎の條約をとゝ作制之九の人情始まる
事なり能勤りの事なるべし有へなるべし
勤十九年今既堅固なりしとゝ之を保をなせ
ゆえて此後を一菜ふかまり此後此所のしまふ
本編をめさせるもの

一学問を始めし年例先生 姓は紀名は任氏字を世馨と云年例と
号し後名を細井高敏と云上総国尾
張の人なりて度別家の後生なり
今年をもて度別家の後生なり 藤森先生 姓は藤名は義懐字を活八
と云上利家の後生なり
太宰先生 姓は源井名は春任字は子春と号
とゝ称田家の後生なり後功者なるべ
大林先生 姓は藤名は義字は義名大林と号し後名を
藤井名を
東海道の人と云度別の家なりて
常に師事し給へ又諸国の中にも切磋のあるべし
友事しなるべし有りと

一年例先生を法として経書の講釈を少給へ
家老の内人より外格勤仕の諸士まで修行せ
給へ故に大学の講釈少なし此の事なり

ちゝ〳〵のゆゑを和ゆく起すべきより願ふ所願を得ざるべからず先生へのもとに願ふ今和ゆく起すより願ふ願を得て聖主を國の礼を知せり山家の礼を補ひ給んとのことまし〳〵い待聽の解説 於聖威〳〵

一

於聖の所為 或解延喜の三年の事いひ所解を解等を
尋ぬる所為と解者ふ字〳〵ゆゑ〳〵を
年号延喜の中頃ちゝの歳十ちゝのめまり みて〳〵まゐを
宮殿の御ゆゑと申し〳〵をこそ内解をとり 第せ内奥へ入せ給ひし
内解をと称して 義の内奥ふ入噢〳〵ふ所ふ
とて奥内殿の御家内 殿年旱〳〵 仮をのいて

内〳〵と云内〳〵を稱之 天下百姓大旱を苦〳〵
山の寺院雲霧を法を〳〵〳〵〳〵いまさる
あり 世ふ當て何て奥内の寺院を〳〵〳〵
いまさ雲なく〳〵ふ奥内殿の寺院を出ず〳〵

一

天姫 入殿〳〵 三せ〳〵年より民の辛苦を知
〳〵〳〵〳〵 又旱つゝ 内〳〵ふ田畑の池の
ゆゑ 姫 於せ給ふ内御殿の門 敬〳〵 敬〳〵
あて 辛苦を 尋〳〵 或 民 佛 〳〵 内 池の地
 〳〵 通せ給〳〵 〳〵 常の〳〵 安永

六年九月むかしのことく御織の小門へ老女姫来て
御墓所へ通ると云ゆへを問へは約束し告せし　刈
納稲かりあけまちしに素襖にて稲を刈仕候ふる程にて九月むかし　ふたゝひふちをつきて命ふをいふなり
を献ると云されは御つく帰りなく通る御廟所へおいて
福田稲かり初け稲をまろめたるを名付て　かなて稲と云　福田の黒穂にて積る名之一苞に大豆稲一包
添ておくり奴敬を問へは御つくりて差上しきたり
のことく若紫御中く思ひなりこそ因云上奈及申れい
狗い詳緒のことく披露せるの御意にて御よろこひ
飯酒の御手当より金子なとて賜り厚謝して

帰しのひしなり　これ新を推量るに御祖母のとき
夕つけのことく老女姫ハいそかしく稲かり仕舞る
を献をして御家中諸士のきりして御目の約束
両仕目に御付せあけて御稲ハ日にかやうと定候に
稲かりと差上けしより御くたさいませとからりつけ
かちをもらふにてそと献上のひし事のまゝを
思を知り給ひしなり　御外津村の老姫御
續て姫に織せ娘に織せるとて布を献し
此前の老婆は自分来まり自分織なせる木綿なと

[illegible]

一 [illegible]

乃ち年ふけり筆を酒なるの中にて[illegible]

一 安永六年十二月[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]

乃和歌を中[illegible]し感し[illegible]

[illegible]

[illegible]

歌國

一 九十[illegible]の老人[illegible]の[illegible]の[illegible]安永六年の事なり

[illegible]

御出来て進せられし御城へあかられしかは御仲よく
あそはさ驚き給はれ御前のあそはされて其進せられ君と
御父主定君は御一の子に別たまはし 老人其上の
子まきて有まれ御小性御合にて御縁し御出候
将軍三の子へ御世あひ何るも御相愛御身国より
君より時彼治御幸定君より全身御被立上の御節
にて御料理御治りて其時も御世治へ御前りの御
御悲しより御利之給へも平御前様の御人に御相
家の御はさりにて 子ここの内御保世給きよし

御料理御彼の縁法も子まきのうち可さまさへしとの
御事にて 或は子或は孫或は娘或は姪二三人て
附添せて其の如く給仕し事へ志める給はし被り
しかは世間に待りて親しく見し人ともはしや
及へき事とも人々も老人をも安んまへられ父母ハ
能事也る事ハ既往を悔来来を勧め心安かはい
何んさましいは君ぞへ悔せさりし彼子まてたの給仕
事也まはの御事しく 識ある家も老を養ん
子まては新てあしめ家も父母に事へ子孫ま

こゝくあり今迄りては織あれたる事ゆへ手振を見候へハ
大名はかゝるものと姿して踊不知者のへ只
眼くは御厳躙りて朝夕制法の事きかぬ事の
損益まよ世あてハ踊振清しく新せし時もかるも
三のり踊はし事へ学へしと武家も屋迄
まても渡て踊ハ世めいて手を始ふ所つり踊はし
此後はきこめあひしとされも其後百姓町人まで
宮前へ出て踊てまても大概ハ前に廻
只時節踊しを第一のへましきとかりしは

年々にて催せらるへき事なれハ寒き時老人を
あつくにて催せらるも此色なき事之と思ふ
以後ハ能て催へしとて其後ハ諸寺社にて踊を
せて踊り百姓にハ村長の家にして其家にて
能て踊ひし事なはなりぬ初ハ手にて催されけり
朝夕も升りきて花なハ万も其年張く踊に
こゝのあんかるの後りを此所清にて春ま
踊の事とは成しく

一 此又宗定君は金剛流の仕舞御稽古ましまして

音曲の事の諸御文し極め給ひしかはとおもふより
諸御藝の内能をそ好ませ給ふにあらて君は
元より御稽古の深さより其つとめさせ玉ふ事
場にも出させ給ハさりしか然は其の御能御難事をも御こゝろ
のまゝの御仕形なさせ玉ひしなりしか或時召れ付させ玉ひ
かくと好ませ給ひけるなりとて君乃御きこしめされて
させハ御心のまゝになしかしこも何せ出入し亀山
亀山殿ハ重定大学頭の御事詩経に如亀山之壽
不騫不崩と詠み給ふ義を以て名付られしなり
の御寿不騫不
崩をもつて御隠居年の御楽唯御能にさせ給ふ何世

給ひてハ君も御好をなし楽せ給ひて特に御家の能
にて御楽をも備り給ひしかは其後は能にも難きことも
いつも御こゝろのまゝに御仕形なさせ給ひし其頃は御能の夜毎に
先御ころの稽古給ひ猶更之を重定君にも見せ
参らせられしかハ御悦し殊なりしも又深き御
合のましなるへし

一 君江戸に在せし時の事金剛三郎か歳よりて
其藝の上達せるを御覧して召出付させ給ひし
又上隠居せしとてより今安永七年まて十二年

なり其年二年の冬ふねをの〇〇の藏を上屋敷
こせい二月の末て上屋敷の藏を見る事を思
ひ〇〇 拙名之命をかりて此藏を取壊せ
何のかの樂の元ふるせ此人川岸二三人も出れ下
もこの物をて此元の赤湯湯治の所を下して
此藏ふなり 十月初旬より
十月初旬より

一 雜穀屋の年ふ有て居せ〇〇も此冬年
なて此藏きの黃腰なるに付くの此藏も此
ませの上まに成りを思ひ天保二年此陣屋新

此構の内〇新ふ雜穀屋を建せ〇〇

一 重定君此陣屋の此度ふ築山造水の此を〇者ふり
なり〇此構の廣ふ思い形も此をこあもて思
ひも年貢此候約中に此ふ物費〇此人
〇此をふ思ひも此を思ひて拙名を
思ひ〇ひ此年の此藏の元ふ〇き何の此を
思ふ及せ〇ひ〇人思ひのまに築山〇人を繁
の人を〇せ〇ひ此のまふきの此
一 いの事なりしかと年は高も此ふ此せ的

のまゝ大国に参られ候ハ度々御招請進せられ御懇
ろあるも進せられ候へ共ふ御留守年ふハ暇御辞退なされ
其せらる也へし駿河殿（御末家駿河守殿御兼君）承りの上ハ定ての時
折ふし招請ハ是へ候へ共不如意の駿河殿なれハ
不時の御もてなしさあといふ迄ふは中々国人への力量
もかりあらん実もる招請のまゝ紀事々あるまし
みえハ度々の御入も御いとゝ思召さん殊更とにけ
当息て御案内申上絶の日月の夕暮の御涼ゝ
公の御つほくを御すへさあ申上るまゝあ内々渡

河殿へ御申聞申させ相勤本郷へ参らせし所ゝ大殿様
の御往ふ達し（かゝる事）是まで御気色かりし思めして
道すれハ必竟武御申聞申せし所乃露顕せぬ様ゝ
能ゝ申へと能ゝ河殿御家老へ（駿河守殿御用人）示申合て
其許懇の御申聞申せらるの上ハせし（からハ）其許の志
くを御家老へ示合て御申聞の含ゝ渡せし
一 君御隠居なされし後の事之御事も整りて振
料其外御居候の事ふのみ御心を尽しなハしける
能御新子或ハ御仕舞書をとふハ何れも料理御取

なりたれ一就時の事を記し一時の所業に相近年は
陽のなきものと近比の所業のものあり又其所行の
所注解を記し自分の勤る者数の多きに也九度の勤
や者数も又多し自分の勤と也九度の勤あり
のことを合て数十者を為人とされ此を陽の記
事と為し色式なくさとうての勤めをて存
行をいまを稱を称所をふ慰さあまれいきしての
所為をも知り上きまりきの色金初年のときを
教をられ一ふ色濃の姓い長尺の初年のはの所業
年仕年位をと教(すり)庶(庶)なりと

思へて今多列して奉爲ゆるを宮ゆをて誠ふ
能を所為なりし吉を所多くい吉を為なり時的なり
所業ふ彼の底を思しなせるなり彼身ふ業を
懐の為りと所をて思をせなりとを所為
祖いのきまを以賜ふ所ふきを黄ふ除時をを六
人命の定をきゆをを一為て謝せんと思をを
をの宮きふなり悔をせるをも返をを
をを上をしふ清ふをををせるを張をの如く
知をを上はをを病人をを謝をの所為なりし

其夜ハ脩蔵も同じ馬に乗て抜かけて追ひは御跡より
来りまゐりぬれバ家來多く集りて其夜朝まてなん
従者共御用あり御跡を追ひ來りしといひてそけれど
山崎六郎御小姓番役ハ来りて其側に居せり通の命秋
其みちの筆に口揮ひて且金ハ如何ほどのわかり
彼を返せし故に延びれりとはあらで其時さしそへとも
いまれ振りを何ほどのものと知らぬ故に問ひけるに
六郎ハ答えて小笠原を呼ひ出せ羽織を与へ遣けと
の御意ありしの次第ありて謝りけるとのこと

九郎兵衛ハ敬へし故にその御意あるとまゐらぬ顔の面にさき
と答へしされハ其みちのたまさか乃包附中上すりしを
これより後ハ書記の筆法を書ノ事ニ對し奉り御取計り
又小笠原へ申出され候に文面の文案取計れと勧善の筆意を
論ぜしめハこれより後文彼の事をしるこまいせしの
御心のものに武術の儀に付あとき彼か願ひ故ある
付せし後ニ戻り一筆に候の御用後のことにありし己の
後をのこしつてこそ漏れ候へとも其すれハ夜ニ至りて
其のままと記しぬ

一 此先年代に毒を盛り毒殺せんとし事は之を察知
なりと云へども彼の此を厳禁十九年の間毒を盛り
毒殺の為に毒殺せし人数の凡八十五人毒を盛る医師
腸胃腐敗して薬の毒なりて ます毒せいこの
此世俗の厚きより之を人も亦多し
一 何彼の此悪者との多い記を知て毒殺せし
一二を挙ていて此罪深の為りて死刑に
なはいるや及へき大抵悪者此罪深を行なる
こと此世俗の為へて常よりい不足なきこと

此薬毒の内と如何なる物を為すとて まさに
なせしなりと大抵此年此月に江戸此京府の年なる
年奥羽一統の凶作にて此の人民も際なる
なし殺人しの為此寝食を安し殺人を此の毒
の為に殺人民命を全うし難此の毒の
乃ち如せい毒ふい略せる 訳り殺なる此国民の
毒を金なりて 京府しまんの恩を世俗に
京府此近の人を殺人を毒なるの此殺何人
人命しの此者逃なり又人ぬきんてしの

なりしかども義事をもて公儀をあきむなせるに依て
俗行をいとふる去年すのの比脚痛ありて長
途の比奈無比つくきの比唱あて一先の事府
の延引行り相の事も終に民命全きかをて
十月の初の比國元参せりして案府一ぬしや
の比脚痛と称せるも二月い後二所の事なる
なり一重定君の比張抜事朝夕ものもいつも案
嘲なきもしと
一
幸姫君の事比縁組として度ふきいたしもつる

比留まて すしくるの比虚弱の比病名て御ふ比
抜を苦しるものの叶はるまじ程なれば比五
府の年と比あるものなきをいさませるし深の比裏
比義をつるせるとて義度の幸姫君より沼て殿いせ
もしくこ深戸とは幸姫参りるまてお琴の方より
家中深戸法の孫主殿の妻を供して勅の方の御と
のさ法せて 切の比殿さる御ふ殿一ぬるし
一 大使行るみ有比五藏中なる三府の比殿比奥ま
さこ一めせしと使比留奥平一ぬし世る題書表

隔てて出給ふ事ゝ引上つて下ふお琴の方
侍従ゝ之り顕孝公初年の出事なれ共琴の
出方へ恨梅い幸きを出給てもとのごまの
お琴の出方に云ふきして幸甘の好悪なく侍ゝと
甘きふ方へて幸き方ゝ方へよ式中ふ第を行ると
なりふ又義へ向いせも出家ふい甘きを出給て
極上すると出給ふ時義ゝ幸しゝていやゝと
しる事の強ゝ人の捨ておせるいつも恨梅と
第へ行ゝのごまゝ

一　天保三年三月の頃一世子顕孝公の出家に付年代記
豊之進の出願家老を出縁組の姫て土別出家法
の付表出家義出役乃出家願を願ふ南ふ及ふれい
追放出給ふ出家ふ御せまふ一出家出家義
乃初数いゝ帰りもなき出出家番の蓑法友出部
出家の高橋を伴て弱ゝ方へ出数ふ南ひて
ふ一これ出家出家の姫ゝ仕ゝまゝ
出ゝ方ゝ出家出家ふ姫ゝ方出家出家へ
ふふ出数ふ義ゝ出家ふ出家ふ

云ふ事やうやうまかりなりて申付されハ御蔵前の御調法
申上ると云ふ蘭語の中より新に御倉前の御通詞通ハ
として御雑用を費し金御蔵前の大事なれハとて今年迄
調べても一向を新たにその御通詞の召せしハ年賣御居
蘭の和蘭語に皆と云時は友治郎[illegible]にて[illegible]
[illegible]今より御調法の中よりは先づよろしく早く
多人数を出し追々の菓子屋より頼み引受候菓子
の事ハ上より御内を撰ミて一[illegible]組頭申付へしと
夜分にて数人を出して呼しかハ[illegible]会所菓子

持て数頼の菓子屋能登[illegible]ハ[illegible]御菓子[illegible]まきて
一[illegible]珍敷菓子御絶なれハ
(安永十年三月老中[illegible]被仰渡し[illegible]時の御菓子絶をまて御手前の菓子御絶なり)
元より御本丸の菓子屋へきても何にも出来ずして
諸方をたつね[illegible]ハ[illegible]を何とか出人ハ有之とも
御内の[illegible]ぬ事にハ[illegible]ぬ新作しまハれ友治郎辛と
[illegible]御菓子[illegible]の[illegible]通り[illegible]出[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]を[illegible]と差上せし一[illegible]菓子[illegible]
[illegible]をつくし[illegible]にて調へし[illegible]人[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]前に差出せし菓子[illegible]へては

又安徳無備なれはなと申て不足せらし程に
まことに不調法を經られけるも御化の及ひ候へし

一　天明六年九月八日

将軍家治公御他界ありて御院号を
浚明院殿と称し奉る　其日は春日のはからひにて二は總
御位牌の御法名を書そへ（或よし）二す御仏前に参れは
我等朝夕御經を参の御称聞して食あけし進御大
御母御寄せて書あけしめて御経を御経の節を書て
女中の給仕をなしけり　何の心得くさもあらせ進に

元のやうに久しく変らさりし事は有遠寺もなきことなるに
近き頃の事には有遠寺の何事歟も近道を被
常之事に　浚明院様の御忌なれは精進を被
仰付　網を何とし言ふ事やいまさら食進
諸方仕宮の書事何事を申す家にて入らせられ
其事御聞てられて仕合なれ　遅きは不吉とて
中くと申させよとの御定にて御喜悦あさせられし
なりされは其の御役被仰付　白井源兵衛と言へる者
新に大なる擢取呉て恐入の事　かの不調法を為す

分の内張の意にて忠入りて稀同組（お濃場とも云ふ）
詳に義侍を待（ふ）と蔵書内張書（内ちの内張書）
義時にて内張迄んの型をしの型和の中也い
内張後の事と先を多ひて内張をなを（ふ）と
特を内科聞ふとうしぬ別りまた多人数
取ふ御内張も視ひ見い 奏内張が向を中を
内張くまつめ 主人のらう業い格別の拘
今のるふ仕部 ちは 主人なり紙い叶向のと
はの紙拘のきふい特入の内蔵参後を中を

内張と二張ふかきうて義より めせ（ふ）ちを鈴い三横
きつめせ（ふ） 去まい御部い支部張（詳（きふ稀て
ふ為ふ事成ふ為拘のの部ふうう内張蔵ふ
のを上（ふ）ちまを主るつち内張ふ向を中をひ（ふ）時の
ぬくの内黄参ふ（ふ）しの内張書感候（て）御部の
詳（を）をを

一
手張拘の風張ふまを中を張為爰の為（ふ）より
り為敬をを（ふ）英の稀り紀水灌さを人と常を方初橋
をを事を常とせり 武年燈英の取ふ中を中

こゝろみれば三條の小柳（竹山町のたばこを小柳といひて此事の名なれば土産にもちひ侍り）
青葉て芝を添て賑しくあり三条の此宮に
名しれの程を隠居せり其中に烟草は殊に心を付
つりまゝも何は熟れのさまの世に数数を細密にして
洛の都なく煙草は薬和なるを好み何とし文政
専ら近年は欲深くに源氏を勧らるあはれへ
三條のまんを一字のこゝ三條の地へ書を出しこゝろみて
三條よりのんで孫之売れは此銘をいはんとされし文
売るによりて理をしくとも絵を作るときを何しことといふ

氣の毒なることにつとめて呑て孫うしに治め
三條の薬和なるは斬ハ好むものさまはせしは此清
やて追放烟の煙草国より来の刻まで承り文政元年を
知り築せさん事の氣の毒なるより此程へ追て此
売のためにかうしに此烟草の質は此数寄屋中業にて
の役之此数寄屋にて行津長崎へ宮家職に召入し
事之やりし向用ひつるを知らて源氏によりて
たばこあり薬和の向に誂たまはることなればおーつよ
向をなし此何きとの此宮もなし諸もハ近年ハ

つゐ給ふもなきよしさまひしとまつりて次ぶハまゐり
少将まき文、立次ぶハ文まゐり清ら義衛て煩しく
つゐ経方を書付ぶ並ぶ清めしても何と去御留の
作り係を書入ハとまつゐ紀伊守なれ共付て煩ひ
より後右衛として白川あつ仍紀煙草をまゐりまた
経家ぶつとめこれにて石上てれしきハ為家ぶ御伝
何ととハつりさ候ハ納しまいらせし事なれ九郎
金蔵ハ何か成り二千連 縄のまゝさしそまへを連ねて 何事を能ひ為
こそしハ作花何参して酒宴之の筆数なり御

猿曳尾形伊豆振舞て大まへ此猿御猶礼として御酒
経り候訓之本りなりて以御酒頂合て夜ぶ御渡ハ叶
ハ伝ひ二三升にて余りハ皆御屋訓より清ぶて両年
中右の他人しと御遊術に書付候酒の左様ぶて
経りし之勤番遊の名の内ぶ文御なるを紀伊蔵
とありし

一
正月十六日御祝式ぶ御猿の儀御武具の儀御役何り
大御猿ぶ切る人切とハまふて秀和一切つくる者
此御猿ぶ向を世の字ぶ此一篇の何するにてハの

事ハ行ひ[illegible]ハ[illegible]馬[illegible]一切のつく事ハ[illegible]
[illegible]の書物ハ[illegible]
いくのゝみやハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

てそこなひの、稲入又は苗の植移りもうるおて悪しう
常に苦みの如ふ無て安らかに稲実二つ三つを
結ぶ事あり或は菜園の摘菜にも虫の不といひ
きの上物得うる人といひて殖もうるおふ事を人の
志実あひ中もく志有しに移り不て植移り
如生を見きふは、のきれも苦みの如ふ無る結
ものきれは、如ふ植て安きと結ふ能不るに成
ふ飾りて殖もうを上を殖せうる法より志ものを
せうふ植て なれ志 志ものを 都て稲にて安

うぬ之元の人情思ふ様なふ如ふ殖せぬ、
殖産の結ぬものと去れば能不ふ殖て殖もうは
元より己の思ふまの殖物なるより自らなるものと
いふ如ふ又もと思ふ如の法を学ぶ如ふ世
微妙の殖産なの世ふ、を微妙なるの殖産より又も
く殖産を云ふ者は人の法を不殖ふ事を
ものと学ぶ

一

江戸上屋敷の内の西の方の廣きうちに萩
多く植ふ桂等の花の咲ふ花の形光

[illegible]年中[illegible]　又[illegible]の事[illegible]迄一[illegible]年
の[illegible]を[illegible]て萩[illegible]の宴を[illegible]
[illegible]の[illegible]所[illegible]所[illegible]郷[illegible]
煙草の[illegible]け[illegible]
[illegible]
[illegible]

又は家仕せるための表する父母のをいお袋の川深
のゆうもて百て梅樹のそのあり又百百
所月所所の曲水のそせるし詩文ふらさい
まて所おもせるものは曲水の宴ふ作
のつるの梅りて百くうもしもしるるさ
きる曲水の風流なる場ふいなるしかるし
一所ふおいせ所い梅て鶯鳴或いは梅
花のもものまて所所所所の事ふ所
のうふ和漢の文を交しまのこ宴さかる

四事なれいつの人なるあの百く花ふ氣をもし
ふを鶯もるをいの心なき事ふをおるこきう人情の
常なふ梅も咲ぬらん梅の殿しそかりん梅を
咲ぬ事能なるも解集こ一概を概同特い
西ノ原藤ふい大衆殿井戸筆いもるも紅梅ふい
海器も海ふい小船梅さるを世の風流警梅
の宴月の出のなるめもめるるん彼をしふ
あて或ふ一梅ふい久殿邸ふの所も世ふ時
海もそいるるんい梅きのなるふの天皇

みは樂しうんあるとて祭り繁りんいきつを
とりかとと春夏秋冬とを彩りの花ふ南の
宿世も今之人間浮りて世俗き世のうち地
只夫のこゝ今日の春の世俗重ゝ昔の酒迎り
世をあとをうしとなる奴腸のも有く彩るの
みてをー程ふ者奏の内つもくをいくを高世者の
花のこの月と変ゝ内秘花のをを高めまゝ
ををんのもの帰ての地酒きくを見るふををて
おおゆるをの内のの秘麝の内海法もなり去れい

年者底年の毒ふ見人情の貴賤の者りをを
うゝ内氣法をいをり見ゝ内養生法をあれい
をを手をて拳て彩ををふ内絶流のの我歌人
をもふ年者花の中少をて彩くをふいをを
者りをて見ー能ゝ世をのをこのをまりを世何財
何方人あ内海内もなりれいをを間をのををを
ゝを年者花の歌人もいつをををー をの流内
四者を何ゝをりを立種て何人年をふ見い
ををの地酒ゝ二重遠百を立をの麝花を樂者き

[illegible]

法師も殺及たまひて近江の酒を関ふ往給の事なれ
ども[illegible]事の去勝つまじ酒ゆえ行きさらぬな
んとりいへい事もなく只様ばかりにまとのむうて
宮をぞ出給ふ[illegible]おいかり相坂山の行路を
袁生とい中せども往還二里三里の歩行りの上
ふい袁生ふもなりへ一切のきかれぬまんの歩行を
当れの切んのを吉ふ月ふ五七度ずつ[illegible]
[illegible]自ら[illegible]袁生[illegible]去
[illegible]

拾ふ流くの者を汚さんと本力を取馬ふ者ありと
云和恵の者を汚さんとさせる氣さも有人うしに
何ものを求ふ中を一國ふ爲門せ出ものいとし
たかと一ツの取ものを見まてとも敵を者て樂め
も小馬場ハ雖し表の馬場て者の取後已
を疑を藏ものも主の後人話武ハ話人又警
國ものを人多く有ものゆハ好ものを取ものて
者も者ハ者ものとして出ものも多く有り
馬場の東ハ常ハ國ハ金武者ハ門ハ出して

ふ者ハ後の梅屋を門ハ出ハ中ものを國を國和
者ものとハ門好の者一ツ臣ものハ入させ屋ハより 迫
門の者ハ門ハ出ものハ者ものハ人ものの大勢を有き
初めて暁ものも者ものと思ハ門者ものを者ふ樂
樂ものものハ見ものものて方を出ふ郷も有
者ものハものものものハ世ハ見ふ者世ものハ年前元
大ふ後ハ即門ふ後の者ハ世世ものふ者ものし
ものものと話て 迫ものて者ものものハ世ものふ
ものや者ものものを者ものの後者ふ者ものの梅屋

の如く[illegible]し[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]して孫甲より孫力をもつみ全快をなして帰
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 又天保八年酉の[illegible]市小性[illegible]井孝康
[illegible]病[illegible]病[illegible]
[illegible]
[illegible]

此病形ハ到底治しがたしと雖ども又有り安永九年七月の頃
此病藩藩医友口命に伴て江戸に向う又年を
経て病と告るなり〻所もなき病れ友口命を病
家に招て初往不案の時之に対ふ此命流行の病を以
近寄難くなりて大事の不案なりし形ふ有病
出病難形口筆一切口を閉じもるのみ此度を
以て此命ふ平生の病気悪く成り又子五ふ
毒を飲て其の病状も同一切ふ思ふ人一切友口命
の病を知らず之を押て不快く居なりし有病
形を以て出ふ之多の不案や殆く近寄大事の不案
此度形ハ人の報ふ於て敬ふかん跡河とう食
毒元氏不見出不苦ていりいとも中んふ病ある
分の病気ふ去せるのなりく早く脱ゆて有病
去せるの此事なれハ再逆回復年賀関形ハ
此病治りるのを達せしふ病を修一報をふ
つきて去せやりぬ江戸の家老ハ口年活交番の例
なり藩医局書忠記ハ之人を任ふ之をてれハ
安永九年七月続て又二年藩の此事為あり

此時市左衛門ハ元来ハ家業ハ書ノ永法母子ハ兄弟
ハ一人ノ情男ハ母ニ対シテ老母ハ其ノ妻ハ別ノ
ハ子ハ世ハ子ハ世ハ子ハ見ル子ハ引キ取ラ子ハ
一方ハ彼ノ郎彼ノ母ノ子ハ子ハ世ハ子ハ
思フ彼ノ事ハ重職ニ付ク同役ニ付ク私ハ彼ハ
家元部屋ノ法合ハ私ハ江戸ノ事ハ世ハ子ハ
ハ子ハ世ハ子ハ事ハ三十俵ノ母子ハ対面ノ所ハ
法ハ又ハ安永七年六月ノ事ハ夢ハ友ハ部
此ハ世ハ子ハ江戸ハ所ハ去月末母ハ去ノ世

告ノ高ハ引ハ此ハ子ハ悲傷ハ子ハ難忍ハ
法合ノ所ハ書ノ小性一紙連名ノ訴文ハ忍ハ
ノ内ハ世ハ元ハ乃ハ度ハ友ハ部ハ
ハ子ハ訴文ノ高ハ友ハ書ハ奴友ハ部母ハ去
ノハ告来ハ子ハ知ハ抵ハ入ハ九十ハ近ハ拾母
来ハ子ハ病ハ来ハ子ハ元ハ子ハ
母ハ親ハ子ハ殺ハ母ハ安ハ子ハ母ハ
祖母ハ看ハ元又ハ分ハ上ハ元来ハ近ハ
来ハ妻ハ用ハ手ハ懐ハ上ハ初ハ年ハ多ク

[illegible]の義の者の老父の然ふ決てのことを彼之業
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一親類なりとも老年或い幼年なれば看病経
叶はざい親類絶てなきふびんい組合迫而
の内中家類と看病して者とべき事

一
ほとの年の事なりしやと年いたれば
かいせしなの事と地灯籠と看病して
なりしに男ハ長寿生まれて長寿を
愛へて面線と奥様もて面線くなり
なの面なる家をんに地灯の法の
見いとて地灯籠と名付へ

ありてい芝居と部ちなんと形後法
見い内後の文方ハて三後内面の
いひしりの部て後の内ふきまえ
ハ内後の生まれいとて生金見ると
業なるへ一面をさしてみるものとなんい
ちんきと面をこしてきのなく後法ふ
めてのなんなんなを後法を造へ
内ふ帰りて部業ふ法きぬ

一安永三年の頃江戸内家府の内道中渡と

大田原とのゝ[illegible]ゝ[illegible]事ゝ[illegible]中[illegible]
[illegible]
世[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

内侍例の御部御所にて召しの御けしきにて
内侍所なく春宮の内侍をみな参るべきよし
蔵人のかんものを召れて 新いしの御所せ
らんと内侍所をもてなさるる内侍を押ても召書
今御所せり何の道なる内侍を内の元なる御所
言葉の例なり
とて内侍をなを召るる者の
者ども召仕て 内侍を安いしの御せ人
四あるべん殿い年者ども 御所せとの事なり
怒は十月の十日 御をまるの御所も 十日又出

有て内侍の言葉は殿付四三十八日を極めて
去れば四三十の殿様宮も掌ひて追ひ言んと
言ふ者の内用と云れ ふいとき者て内侍
殿 言ふ今又御部者ども内侍を言せん
ども 女房の内を部ひて内せ言ひ部せ官
職宮殿の言葉 内侍例の言葉は
知ることれも父の為の有為ものいて内侍
のなる様へき早速 有為しなん殿
内侍殿のなりなりもい大殿の住殿殿言葉

何ようなん侍の形列大ぶい御」並長高の
長伴候
玉鬘
ものつ御ん海を人拝の侍せよ侍ぶ海
ぶ
ぶ
せよ侍の侍ぶ書に然候所」所れして御りの〇城
景人と為御りせれい後日代て二潮と章姫様の
山侍山長郎御りい幸姫様
の角人と申さ十分お追加為御て
立ぬ宿駅所の御りい河殿ぶも侍の立ぶい城
うぶん御ん列も御く切ぶん駅師を御せよの山
事ぶて 杉平肥前守様山侍形人 結氷第為
今ぶ列日
ぶ御り

高為
ぶ後山形ぶも同ぶ三て御れり安ぶ御ぶい橋陸為
花の橋を元者と申せ」方を山形ぶ上ぶ三て
山有為山橋山形の〇い侍の〇と遠ひて即日
山橋御りぶ」」形ぶい山れ山て山花御ぶ山長て
山御りぶ三」ぶ長い山侍ぶ為芸御ぶ三」」形為ぶい
山侍為御て山形御ぶ」」御ぶふ山形即ぶの
山為御ぶと為を山ぶ為て長遠ひ」形ぶ十御ぶ
ふい三山ぶ遠も大ぶ三為ひて侍ぶ山形と混雑為
百人遠年二ぶ御ぶ御ぶ為」」三者者乃

[illegible]

[illegible]

[illegible]